ひ資税発第１１０号
令和７年１２月４日

茨城行政書士会
会長　古川　正美　様

ひたちなか市長　　大　谷　　明

固定資産評価額通知書の交付廃止について

日頃より，本市税務行政に格別なるご理解とご協力を賜り，厚く感謝申し上げます。

このたび，地方公共団体の基幹業務システムについて，国が定める標準仕様に移行する取組みが全国の地方公共団体において順次実施されております。本市におきましても，水戸地方法務局との協議が整い，固定資産評価額通知書の交付を令和８年３月２２日をもって廃止することになりましたので，事前にお知らせいたします。なお，郵送での受付も同日必着となり，消印は無効となりますのでご注意ください。

つきましては，令和８年３月２３日以降，市内不動産（土地及び家屋）に係る所有権移転登記等の申請の際は，同通知書に代わり，次のいずれかの帳票により固定資産評価額をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお，貴会員への周知について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

帳票名	取得方法	手数料
課税明細書（**推奨**）	納税通知書に同封（課税対象者のみ）	※再発行は不可
固定資産課税台帳兼名寄帳	窓口・郵送にて申請	300 円（所有者ごと） ※縦覧期間中は無料
不動産評価額証明書	窓口・郵送にて申請	1 筆 1 棟別 300 円 （同一登記地目及び種別に限り 1 筆 1 棟増 100 円）

※帳票名及び手数料は令和７年１２月現在。

※分筆により新たに生じた土地や年途中に地目が変更になった土地等は，不動産評価額証明書に近傍価格を記載して発行いたしますので，申請の際にお伝えくださいますようお願いいたします。

※代理申請される場合は次の点にご留意ください。

①委任者が個人の場合：委任状に委任者の署名が必要です。

②委任者が法人の場合：委任状に代表者印の押印が必要です。

③補助者等の使者が申請する場合：上記委任状のほか，補助者証及び補助者の公的身分証明書が必要です。

【問合せ先】
〒312-8501
茨城県ひたちなか市東石川２丁目 10 番１号
ひたちなか市総務部税務事務所資産税課
償却資産係　担当：澤田
TEL：029-273-2485（直通）
FAX:029-276-3071
e-mail:sisanzei@city.hitachinaka.lg.jp